

高額医療・高額介護合算療養費制度のご案内

◆高額医療・高額介護合算療養費制度とは？

世帯内の同一の医療保険の加入者について、保険適用医療費と介護保険利用料の自己負担額を合算し、その合算額が自己負担限度額（下表参照）を超えた場合に、その超えた金額を支給する制度です。

◆合算の対象となる期間は？

平成24年8月1日から平成25年7月31日までの12カ月間の自己負担額を合算します。

◆合算の対象となる自己負担額は？

同じ世帯内で同じ医療保険に加入している人全員の医療保険と介護保険の自己負担額を合算します。

このとき、高額療養費、高額介護サービス費などの支給額は控除します。また、食費、居住費や特別療養環境室料（差額ベッド代）など、高額療養費または高額介護サービス費などで計算の対象にならないものは、高額医療・高

額介護合算制度でも計算の対象となりません。

自己負担限度額

高額医療・高額介護合算療養費制度の年間自己負担限度額

所得区分	後期高齢者医療 +介護保険 [75歳以上]	国民健康保険又は被用者保険 +介護保険 [70歳～74歳の方がいる世帯]	国民健康保険又は被用者保険 +介護保険 [70歳未満の方がいる世帯]
	現役並み所得者 (上位所得者)	67万円	67万円
一般	56万円	56万円	67万円
住民税	区分Ⅱ	31万円	34万円
	非課税世帯 区分Ⅰ	19万円	

◆申請先は？

申請先は、平成25年7月31日（基準日）現在で加入していた医療保険（国民健康保険・後期高齢者医療制度・被用者保険など）です。

◆今年度の申請について

①茂原市国民健康保険または茂原市在住で千葉県後期高齢

者医療制度のいずれか一方の医療保険に、合算の対象となる全期間中、継続して加入していた方

1月下旬以降に、試算の結果、支給対象と見込まれる方へ通知する予定です。通知が届きましたら、市国保年金課窓口で申請してください。

②社会保険（健康保険組合等）に継続して加入していた方

加入していた健康保険組合等に申請してください。申請時には介護保険の「自己負担額証明書」が必要になります。（あらかじめ市高齢者支援課で取得してください。）くわしくは、ご加入の健康保険組合等へお問い合わせください。

③合算の対象となる期間中に、加入する医療保険の変更

（例：社会保険⇩国民健康保険、国民健康保険⇩後期高齢者医療制度）や、介護保険の変更（例：市外からの転入）があった方

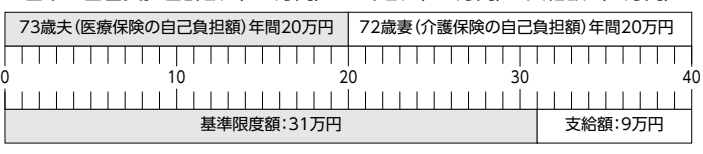
このような場合、市では対

象期間中の全ての自己負担額を把握できません。申請に関する通知はいたしませんので、ご自身で「自己負担額証明書」を揃えていただく必要があります。該当すると思われる方は、市国保年金課までお問い合わせください。

支給額の計算例

73歳夫と72歳妻（ともに国民健康保険）
2人暮らし、住民税非課税世帯（区分Ⅱ）の場合

73歳夫の自己負担額：
医療保険の自己負担額 20万円、介護保険の自己負担額 0円
72歳妻の自己負担額：
医療保険の自己負担額 0円、介護保険の自己負担額 20万円
世帯の自己負担合計額（40万円）－基準額（31万円）＝支給額（9万円）



インフルエンザを 予防しましょう

インフルエンザは、感染した人からの咳、くしゃみ、唾液など飛沫と共に放出されたウイルスを口や鼻から吸引することで感染します。次の方法で予防することが大切です。

- ・うがい手洗いをこまめに行う
- ・咳などの症状がある場合には、必ずマスクを着用する
- ・人ごみへの外出は控える
- ・日頃から十分な休養とバランスよく栄養をとり、抵抗力を高める

予防の一つに予防接種があります。市では、65歳以上の方にインフルエンザの予防接種の助成をしています。また、インフルエンザと併せて肺炎発症のリスクを軽減するため、市では75歳以上の方等を対象に肺炎球菌の予防接種の助成をしています（対象者には9月末に予防票送付済）。

お問い合わせは、市国保年金課（2階）
☎(20)1503、FAX(20)1600
または、市高齢者支援課（2階）
☎(20)1572、FAX(20)1610へ。

お問い合わせは、市健康管理課（2階）
☎(20)1574、FAX(20)1600へ。